

事 務 連 絡
平成20年6月11日

関係各位

三重県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療被保険者証の取扱いについて（連絡）

平素より後期高齢者医療制度の運営に御協力いただきありがとうございます。
さて、標題の件であります。診療報酬明細書等の作成時におかれましては、留意点につきまして、医療機関からの疑義等も寄せられていることもあり、下記のとおりご案内いたします。
お手数をおかけしますが、よろしく申し上げます。

記

被保険者証の記載項目について

- ・ 三重県内の市町をまたぐ転居があり保険者番号に変更があった場合、被保険者証の表記内容（保険者番号）が有効となる期日は「発効期日」の日付になります。「発効期日」の前後に診療等をされた場合は、診療報酬明細書等の記載内容が変わることがあります。
- ・ 負担割合が変更になった場合、「交付年月日」によって表記方法が変わることがありますので、「発効期日」、「交付年月日」、「一部負担の割合」をご確認ください。
- ・ 被保険者証の「発効期日」、「交付年月日」以前の状況について確認が必要な点がありましたら三重県後期高齢者医療広域連合にご連絡ください。

次項に続く

例 2) 負担割合変更

三重県の後期高齢者医療にて

平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日まで 3 割負担の被保険者が
平成 20 年 6 月 1 日から 1 割負担になった場合。

前の被保険者証 (3 割)

- ・有効期限 平成 20 年 7 月 31 日
- ・資格取得年月日 平成 20 年 4 月 1 日
- ・発効期日 平成 20 年 4 月 1 日
- ・交付年月日 平成 20 年 4 月 1 日
- ・一部負担金の割合 3 割
- ・保険者番号 39242011
- ・保険者 三重県後期高齢者医療広域連合

後の被保険者証 (1 割) A

- ・有効期限 平成 20 年 7 月 31 日
- ・資格取得年月日 平成 20 年 4 月 1 日
- ・発効期日 平成 20 年 4 月 1 日
- ・交付年月日 平成 20 年 5 月 26 日
- ・一部負担金の割合 1 割 (平成 20 年 5 月 31 日までは 3 割)
- ・保険者番号 39242011
- ・保険者 三重県後期高齢者医療広域連合

A「交付年月日」の翌月より一部負担割合が変更になる証の場合は、5 月中は 3 割とのことで、「発効期日」は変更させません。「一部負担の割合」の「(平成 20 年 5 月 31 日までは 3 割)」の表記より 6 月 1 日から 1 割負担との確認になります。

後の被保険者証 (1 割) B

- ・資格取得年月日 平成 20 年 4 月 1 日
- ・発効期日 平成 20 年 6 月 1 日
- ・交付年月日 平成 20 年 6 月 2 日
- ・一部負担金の割合 1 割

B「交付年月日」が「発効期日」より後の日付の場合などは「(平成 20 年 5 月 31 日までは 3 割)」の表記がなくなり、「発効期日」の表記「平成 20 年 6 月 1 日」から 1 割負担が有効となります。